

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

「当期利益」と「所得金額」の違い

Q：損益計算書で計算した「当期利益」と法人税の「所得金額」とは、多少違うようですが、違いを教えてください。

A：法人税の計算では、会社決算上の収益に相当する「益金」から、会社決算上の費用に相当する「損金」を控除して、所得を求めます。しかし、会社決算上費用処理したものが損金に認められなかったり、会社決算上収益処理したものが益金に算入されなかったりするなど、会社決算上と税務計算上とで扱いが異なるものについて調整計算が行われるため、当期利益と所得金額は一致しないことがほとんどです。

会社決算上と法人税の計算で差異となる項目は次のとおりです。

- (1)会社計算上は収益に計上されるが、法人税計算上は益金に算入されないもの
受取配当金、法人税等の還付金、収用による補償金等
- (2)会社計算上は収益に計上されないが、法人税計算上は益金に算入されるもの
準備金の戻入等
- (3)会社計算上は費用に計上されるが、法人税計算上は損金に算入されないもの
交際費や寄付金の支出限度超過額、過大役員報酬、過大役員退職金、引当金等の繰入限度超過額、罰科金等
- (4)会社計算上は費用に計上されないが、法人税計算上は損金に算入されるもの
準備金の繰入、青色申告法人の前5年以内の繰越欠損金等

